

令和3年度 デジタル化推進人材 UI ターン促進事業補助金

募集要項

提出先 及び お問い合わせ先

いしかわ就職・定住総合サポートセンター (ILAC)

UI ターンサポート石川 担当： 源田

〒920-0935 金沢市石引 4-17-1 石川県本多の森庁舎 1階

TEL 076-235-4538 / FAX 076-235-4539

E-mail genda@jobcafe-ishikawa.jp

1 事業目的

本事業は、石川県からの委託を受けて石川県人材確保・定住推進機構が実施するもので、新型コロナウイルス感染症拡大により低迷している県内事業者が、経営の継続や多角化のため、企業内におけるデジタル化を推進する際の支援を目的とするものです。

2 対象事業者

以下のすべてに該当する者を本事業の対象事業者とします。

- (1) 石川県内に本社機能を有する資本金 10 億円未満の法人であること。
- (2) 法人として、デジタル化の推進を計画もしくは実行中であること。
- (3) 以下のすべてを満たす者であること。
 - ① 県税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
 - ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定(一般競争入札の参加者の資格)に該当しない者であること。
 - ③ 石川県からの受注業務に関して、指名停止措置を受けていないこと。
 - ④ 当該事業の審査に必要な書類等を整備・保管し、石川県や石川県人材確保・定住推進機構による実地調査・検査の受け入れに協力すること。
 - ⑤ 役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - ⑦ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
 - ⑨ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ⑩ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

3 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

補助対象期間の給料、赴任手当(雇用後に支給するものに限る)、住居手当、扶養手当、皆勤手当、通勤手当、深夜手当等を対象とします。ただし、賞与、退職手当は除きます。

(2) 補助率及び補助限度額

補助率 ; 補助対象経費の1/2以内

補助限度額 ; 新規雇用者1人につき200万円

(3) 県や機構等から他の補助金を受けていないこと、又は受ける予定がない場合に補助するものとします。

4 補助対象となる者

補助対象となる者は1事業者につき1人とし、以下のすべてを満たす者とします。

(1) プロフェッショナル人材(役員、管理職、経営関係の専門職、企画職、マーケティング職、研究職、技術職、生産管理職)のうち、企業のデジタル化推進業務に携わる予定の者。

(2) 上記の者を雇用することで、デジタル化推進の効果が見込まれること。

(3) 直近の就業先が県外に主たる事業所を有する事業者の県外事業所であり、当該事業所を離職後1年以内に、正規雇用される者。

(4) 採用時の月収は31万円以上であること。

(5) 令和3年4月1日以降に雇用される者。

(6) 補助対象期間終了までに生活の本拠を県内へ移す者。

(7) 補助金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に申請する事業者において雇用関係、出向、派遣又は請負により就労したことがない者。

(8) 申請する事業者と資本関係を有する事業者で雇用されていない者。

(9) 3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めていないこと。

5 交付申請及び補助金の支払い

(1) 申請方法・期間

交付申請書に必要事項を記入し、履歴事項全部証明書(提出日から3ヶ月以内に発行されたもの)を添えて持参又は郵送により提出してください。

【提出先】〒920-0935 金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階
いしかわ就職・定住総合サポートセンター
UI ターンサポート石川

TEL ; 076-235-4538

FAX ; 076-235-4539

E-mail genda@jobcafe-ishikawa.jp

【受付期間】 令和3年4月1日～令和4年1月31日

※補助金交付申請額が予算額を超える見込みとなった場合は、その時点をもって事業計画の受付を終了します。

【受付時間】 交付申請書を持参する場合の受付時間は、土、日、祝日を除く、平日の9時～12時、13時～17時とします。

郵送する場合は、受付期間最終日の17時必着とします。

※交付申請書の様式は、下記のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jobcafe-ishikawa.jp/company/program/resources/>

(2) 補助対象期間

補助金の交付決定日もしくは雇用開始日のいずれか遅い日から起算して、最長で6か月間もしくは令和4年3月31日までの短い方が、補助対象期間となります。

(3) 補助金

本事業の補助金については、原則として事業期間終了後に精算払いとします。

(4) 補助対象予定者数は10人程度とします。

(5) 交付申請書の審査にあたっては、補助事業者のデジタル化推進計画の策定・執行状況及び、交付対象者のデジタル化推進業務への関与度合い、交付対象者を雇用した際のデジタル化推進効果などを総合的に勘案したうえで、交付決定を行います。

(6) この補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とします。ただし、補助金の交付額は補助限度額を超えないものとし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

6 その他

(1) 補助事業の完了にあたり、事業を実施したことを証する証拠書類等が確認できない場合は、補助金を減額する場合があります。

(2) 補助金の交付を受けた事業者は補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業が終了した日の属する年度の終了後、5年間保存しなければなりません。

(3) 補助事業の終了後、監査等による実地検査が行われる場合があります。